

はーとぅいる 遺言教室

相続が「争族」とならないよう
遺言書を書いておきませんか

指導料 30分5,000円(税別)

お問い合わせは、電話 03 - 5811 - 7876 まで



遺言書を残しておいた方が良いとされる例

- 夫婦の間に子どもがいない
- 先妻の子と後妻がいる
- 世話になった息子の嫁に財産を分けてあげたい
- 内縁の妻がいる
- 個人事業や農業を営んでいる
- 各相続人毎に承継させたい財産を指定したい
- 相続人が全くいない